

## 第1章 意見反映の意義と背景

### 1. なぜこども・若者の意見を聞くのか

#### 意見反映のためのポイント

- こども施策を策定等する際に、こども・若者の意見を反映する措置を講ずることが義務付けられたことを理解している。
- こども・若者の意見を聞く意義を理解している。

#### ② こども家庭庁の設立と「こどもまんなか社会」にむけて

令和5年4月に発足したこども家庭庁の使命は、こども・若者の最善の利益(こども・若者にとって最も良いこと)を常に考え、こども・若者が健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」を構築していくことです。そのために、こども家庭庁が何より大切にしているのは、こども・若者の意見です。これまでおとなが中心になってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくため、こども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとして、その意見を聞き、政策に反映させる取組が社会全体に広がるよう、推進しています。

#### ③ こども基本法が定めていること

令和5年4月に施行されたこども基本法(令和4年法律第77号)には、第3条において、全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳われています。

また、第11条では、こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体(以下、「地方自治体」という。)に義務付けています。

こども基本法にのっとり、国や地方自治体において、それぞれの政策の目的等を踏まえ、こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、こども・若者の意見を聞き、反映させることが求められています。

#### コラム こども基本法(令和4年法律第七十七号)

##### 第三条(基本理念)

###### 一・二 (略)

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関する意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

###### 五・六 (略)